



# 駐在所速報

## ゴミ焼きて消防・警察が出動!

昔からやっ  
とるし、ちょっ  
とならええじゃ  
る。



ゴミの不法焼却事案が連続で発生し、警察や消防が出動する騒ぎになっています!

5月3日には西神楽地区で家を全焼して国道を通行止めに、5月5日は千代ヶ岡地区で草地を延焼させて列車を遅延・運休させる、いずれも重大な事態に発展しています。

法律に規定されている除外事由に当たるもの以外は、ゴミを燃やす行為は法律違反にあたります。  
今はゴミを燃やしても良い時代じゃありません!



環境にも悪いし、火事になったら大変だ。  
周りにも迷惑をかけるし、もうしません。



何人も、除外事由にあたる場合を除き廃棄物を焼却した者は、5年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、又はその両方が科せられる場合があります (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条(抜粋)。25条以外にも罰則はあります。)